

## 平戸市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月25日(木) 午前9時30分から午前10時25分

2. 開催場所 平戸市未来創造館1階会議室

3. 出席委員(26人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	16番 瀧山 博
17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正
21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄
27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之	30番 西川 靖子

4. 欠席委員(6人)

5番 松尾 正幸	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	23番 瀧本 寿光
26番 大浦 正巳	32番 宮田 克幸		

5. 欠 員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第25号 農地法第3条に係る合意解約について

報告第26号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第60号 非農地通知の取消について

議案第61号 非農地通知申出について

- 議案第 62 号 第10回農用地利用集積計画（案）について  
議案第 63 号 第7回農用地利用配分計画（案）に対する意見について  
議案第 64 号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について  
議案第 65 号 農地台帳の点検の実施について

## 第6 閉 会

### 7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司  
主査 山本 寿子

### 8. 傍聴人の数 なし

### 9. 公開・非公開の別 公開

### 10. 会議の概要

#### ○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成29年度1月期第10回総会を開会いたします。  
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

#### ○会 長

皆さんおはようございます。皆さん方には平成29年度1月期の第10回総会のご案内を申し上げましたところ、大変ご多忙な中、そしてまた寒い中にご出席をいただきましてありがとうございます。改めましてみなさん方には輝かしい新年をご家族おそろいで気持ちも新たにお迎えになられたことと心からお喜び申し上げる次第でございます。新年を迎えましたところ、大変寒い日が続いております。

また、数日前から大自然の驚異を見せつけられて大噴火が起こるなど、今年も自然災害と向き合っていかなければならないのではないかというような気持ちにさせられております。皆様方におかれましては、新年がいい年でありますように心から祈念申し上げたいと思っております。

1月18日に長崎市で会長・事務局長会議が開催されまして、重点活動について中間報告がございました。このあと、局長の方からみなさん方にお話があるかと思っております。どうかひとつ残された期間、皆さん方に最後のご活動をお願い申し上げたいと思っております。皆さん方におかれましては、季節の変わり目、また寒い日が続いておりますので、健康管理には十分お気をつけいただきまして、ご活躍を祈念申し上げたいと思っております。

本日も、8件の案件をご審議いただくわけですが、慎重なるご審議をいただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、5番委員、12番委員、13番委員、23番委員、26番委員、32番委員より欠席の届出、1番委員より遅刻の届出があっておりますのでご報告いたします。よって出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、8番委員、9番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事監を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

次に日程第4、1月期の会務報告と、2月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに1月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(1月会務報告を報告)

次に2月の行事予定を申し上げます。

(2月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年度2月期の総会日程をあらかじめ

決めたいと思います。次回総会を2月26日月曜日午後3時からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を12月26日月曜日午後3時からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第25号 農地法第3条に係る合意解約について 》

○議長

これより議事に入ります。はじめに、報告第25号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。それでは報告第25号「農地法第3条に係る合意解約について」です。

まず、1番は、農地中間管理事業を使うことによる解約になります。同じく2番も中間管理事業に伴う解約になりますので、ご一読をお願いします。

(報告第25号1番から2番を朗読 : 2件)

○議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結します。報告第25号については、届出のとおり処理することといたします。

《 報告第26号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議 長

次に、報告第26号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書3ページをご覧ください。報告第26号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。この解約ですが、解約後は番号1と番号2は中間管理事業を活用した集積への切り替えです。番号3については、集積計画、所有権移転が行われます。番号4は中間管理事業での使用貸借から賃借権に変更するための解約になっております。

(報告第26号1番から4番を朗読 : 4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第26号については届出のとおり処理することといたします。

《 議案第60号 非農地通知の取消について 》

○議 長

次に、議案第60号「非農地通知の取消について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書4ページをご覧ください。議案第60号「非農地通知の取消について」です。これは10月30日に総会に諮り11月28日付で生月町の非農地通知を出したところですが、その後、耕作中であるとの申出があったところでした。その現地を担当委員さんと確認させていただき、非農地ではないということで議案として提出させていただきました。

1番、2番とも、平成30年1月16日に再調査をしましたところ、2件とも現況としては耕作中となっていました。

(議案第60号整理番号1番～2番まで朗読 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。事務局の説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第60号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることといたします。

《 議案第61号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第61号「非農地通知申出について」を議題といたします。はじめに整理番号1番を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書5ページをご覧ください。議案第61号「非農地通知申出について」です。2件とも耕作等ができる状況ではなく山林・原野化しておりました。

(議案第61号整理番号1番～2番まで朗読 : 2件)

(パワーポイント併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

1月15日に、地区委員、事務局の立会いで現地確認をいたしました。

半年くらい前、道路の反対側が40年か、50年前農業構造改善事業でミカンを植えた所の隣で、現在は見てお分かりのように山となっています。ミカンの木は1本もなく、雑木林がほとんどで、畑という状況があったのかなというくらいのものでございます。

現況としましては完全な山になっていましたので、仕方ないだろうということで見て参りましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案61号の整理番号1番については、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第61号の整理番号1番については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長

次に、同議案の整理番号2番を議題といたします。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定より、「11番」委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは、番号2番です。こちらも、山林原野化している状況でした。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

1月15日に、中部地区委員、事務局とで現状確認を行いました。今の説明のとおりでありまして、昭和30年後半から昭和40年前、耕運機やテラーが流行る頃からこの状況ということです。それまでは牛でやっていたらしいですが、小さいテラーも入らない所であきらめた状況です。ご覧のように山林化となっていますので、復元は無理だろうと判断してまいりましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案61号の整理番号2番については、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第61号の整理番号2番については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長

それでは、「11番」委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第62号 第10回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

次に、議案第62号「第10回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書6ページから12ページをお願いいたします。議案第62号「第10回農用地利用集積計画(案)について」です。

利用権設定各筆明細(賃借権)4年～6年になります。新規設定1件1筆1,303㎡、再設定8件11筆14,544㎡となります。

(整理番号1番～9番を朗読：9件)

続きまして8ページ、利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。新規設定1件1筆、2,303㎡、再設定2件6筆6,234㎡となります。

(整理番号10番～12番を朗読：3件)

続きまして9ページをお開きください。利用権設定各筆明細(使用貸借)、再設定1件1筆1,490㎡となります。

(整理番号13番を朗読：1件)

続きまして、10ページをお開き下さい。利用権設定各筆明細(賃借権)農地中間管理機構分です。新規設定5年1件3筆1,774㎡、10年3件11筆16,345㎡で合計で新規4件14筆18,119㎡となります。

(整理番号14番～17番を朗読：4件)

続きまして11ページ、利用権設定各筆明細(使用貸借)農地中間管理機構分です。新規設定5年4件9筆16,853㎡、10年3件5筆6,611㎡、合計で新規設定7件14筆23,464㎡となります。

(整理番号18番～24番を朗読：7件)

続きまして12ページをお開きください。所有権移転各筆明細2件3筆3,567㎡となっております。

(整理番号25番～26番を朗読：2件)

(パワーポイント併用して説明：2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第62号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第62号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第63号 第7回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議長

次に、議案第63号「第7回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から13番までを議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書14ページから15ページをお開きください。議案第63号「第7回農用地利用配分計画(案)について」です。使用貸借 新規設定 5年 4件9筆16,853㎡、7年11ヶ月 3件7筆13,148㎡、10年 3件5筆6,611㎡ 合計10件21筆36,612㎡となります。

(整理番号番1番～10番を朗読：10件)

議案書16ページをお開きください。賃借権 新規設定5年 1件3筆1,774㎡、10年 3件11筆16,345㎡、合計4件14筆18,119㎡となります。

(整理番号11番～13番を朗読：4件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第63号の整理番号1番から13番までに対する意見については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第63号の整理番号1番から13番までに対する意見については、原案のとおり決定いたします。

○議長

次に、同議案の整理番号14番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「20番」委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

番号14番について説明。 1件2筆1, 461m<sup>2</sup>。  
(整理番号14番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第63号の整理番号14

番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異義がないということですので、議案第63号の整理番号14番については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「20番」委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第64号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について 》

○議 長

議案第64号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書17ページをご覧ください。議案第64号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」です。農地法第3条で農地を取得する場合、取得する方が最低限持っていなければならない面積であります。この面積は農地法で基本的に50a、北海道は2haとなっていますが、これを各地域の実情に合わせて設定してよいこととなっており、それを別段面積といいます。この表の「適用する地域」が平戸市内の別段面積を設定しているところになります。それ以外の「上記以外の区域」中野、紐差、田平、大島につきましては、農地法どおり50aの設定となっています。この別段面積の設定につきましては、毎年利用状況調査の結果に基づいて、この数値が妥当なのかどうか検討しなければならないとなっていますので、今回議案にあげさせていただきました。

今、ここに提案している表は昨年設定した数字となっております。お手元に配付している資料をご覧ください。(資料説明)

これにより、昨年設定した下限面積と変わらないようですので、今回、昨年同様の面積とさせていただきます。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

普通畑、普通田についてはこれでいいと思いますが、施設園芸等につきましては別書で取得面積を書くべきではないかと思いますが。施設園芸では50aもできないし、農業としてとりかかっていくのは20aぐらいでもできるのではないかと思うので、施設園芸については20aでもいいとかの書き方で、取得を促していくのはできないものでしょうか？

○事務局

農地法の中で、新規就農を取得するために面積要件を下げるなどはできますので、要望件数が多くあり実際に設定したほうが適当であるならば、そのようにしたほうがいいと思います。他の要件としては、その地域の耕作放棄地が大半であり、山林原野化して非農地状況になっているところも面積を下げるすることができます。大分県中津市で1aというところがあります。これは、空き家に付随した農地に限定したというもので、農業委員会が指定した農地で空き家バンクに登録している方が農地を買われる場合、例えばUターンやIターンで農地付の家を買いたいという場合に限っては、100㎡でもよいと設定されているようです。

そのような検討をしていただき下限面積の設定をすることは可能です。

○委員

例えばイチゴ、アスパラ等も最低限10a位あれば一定の所得があれば農家として成りたっていくのではないかと私はと思いますが、そうであれば50aであっても、ただし書きで施設園芸に限り10aの取得でもよいというような表記をこの委員会で決められるのですね？

○事務局

新規就農を促すために適当と認められる面積とするとなっていますので、そのようにできるとと思いますが、県等にも確認させていただきたいと思います。

○委員

今、この場で決めろということではないのですが、そういった形で促していただけないかと思います。

○議長

他にこの件について何かございませんか。

○委員

参考のために聞きますが、例えば農地法で5反以上と決まっていることは承知していますが、これを仮に全て30aとやって、決めることができるのですか？

○事務局

別段面積を設定するというのが、営農状態とか地理的な条件で別に認めてよいとなっています。一律に30aとするならば、その根拠が必要なのかなと思います。地域性で市街化が進んでいる所とか、そうでない所があると思いますので、利用状況調査でそういうことを検討して決めるとなっていますので、一律は難しいかと思われま。

○委員

別表では、面積と個数です。先ほどの説明は一切なくて、農家と面積だけで議案を出している。だから聞いています。もろもろの条件は一切説明がなかった。例えば、新規就農者が5反求めるよりも3反求めるほうがよりしやすい。

○事務局

新規就農の場合、例えば、地区で認めなくても、但し書きのような形で新規就農者について10a以上とか20a以上とかは可能だと思います。

○委員

施設園芸はできるのか？路地でも下げてできるのかと聞いているのです。

○事務局

そういう施設園芸等に関しては、地区は関係なくできるのではないかと思います。

○事務局

新規就農の場合、施設、路地でも関係なく面積を2反に面積を下げることはできないかということによろしいですか？新規就農の場合農林課等とも協議をする中で、私もそういう意見を言ったことがございます。ただ、現状では新規就農の場合が、農地を借りてというのが殆んどなので、最初から、取得してまで新規就農というのは難しいのではと農林課のほうも思っているようです。

ですから、無償であるいは親や親戚から借りて農業を始めるかたもいらっしゃいますし、よそから帰って来られる、あるいは何の当てもなくこられるかたについては、やはり借りるよりも取得したいというかたも中にはおられるかも知れません。

そういうことも含めて農林課とも協議しながら、そういう設定がいいのかどうかも協議をして、改めて総会でご審議いただくようにしたいと思います。

○議長

それでは、この件につきましては農林課と調整をしながら、来月の総会で改めてご報告させていただくということでしょうか。

(「はい」という声あり)

○議長

そういうことで質疑をとどめさせていただきたいと思います。

《 議案第65号 「農地台帳の点検の実施について」 》

○議長

次に、議案第65号「農地台帳の点検の実施について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書18ページをお開きください。議案第65号「農地台帳の点検の実施について」です。対象者、世帯、面積については記載のとおりであります。農地台帳整備等実施規程に基づく農地台帳の点検を実施するものです。

内容としては、年間の農業従事日数が60日以上あることで、判断を行っていただきます。リストについてはすでに事前にお配りさせていただいておりますので、本日の総会で提出をいただいておりますが、まだ確認途中の委員さんにおかれましては、出来次第提出をお願いいたします。今回で3回目になりますが、農業委員会選挙人名簿の確認がなくなりまして、農地台帳の点検リストでの確認作業を毎年実施していただいている分になります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、後日、農地台帳の点検について、確認審査をお願いいたします。なお、点検事項で質問などがある方は、事務局へ逐次お尋ねください。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第10回総会を閉会いたします。

— 午前10時25分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農業委員会活動における重点活動の取り組み（平成29年12月末時点の集計）
- ・資料2 平成29年度意向調査結果報告
- ・資料3 議案第64号農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について（資料）
- ・資料4 農業者年金パンフレット

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 30 年 3 月 9 日

会 長 丸 田 保

8 番委員 本 山 勝 茂

9 番委員 古 里 時 夫